

## 中日本自動車短期大学公的研究費に関する不正防止規程

(趣旨)

第1条 この規程は、中日本自動車短期大学（以下「本学」という。）において公的研究費を適正に運営及び管理し、不正を防止するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づく公費を原資とした研究費補助金をいう。
- 二 「不正行為」とは、公的研究費を受けて行なう研究活動（成果の発表を含む。）において次の各号に該当する行為をいう。
  - イ データ、研究結果のねつ造、改ざん
  - ロ 他の研究者のアイデア、研究結果、論文等の盗用
  - ハ その他、前記に類する研究者倫理に背馳した行為
- 三 「不正使用」とは、次の各号に該当する公的研究費の使用をいう。
  - イ 実態を伴わない支払い（カラ謝金、カラ出張旅費等）
  - ロ 架空の取引により金銭を支払い、業者に留保すること（預け金）
  - ハ 私的流用
  - ニ その他、法令、公的研究費を配分した機関及び本学が定める規程等に違反する支払い

(研究者の責務)

第3条 本学研究者（本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者（以下「本学研究者」という。）は、公的研究費には研究機関に交付されるものと個々の研究者の研究遂行のためのものがあるが、個人への補助の性格を有するものであっても、その原資が国民の税金である以上、国民の信頼に応えるため、公的研究費の管理は研究機関の責任において行うべきであることを常に認識し、公的研究費の運営、管理にあたらなければならない。

2 本学研究者は、コンプライアンス推進責任者が実施するコンプライアンス教育を受講しなければならない。

3 本学研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証の可能性を担保するため、実験・観察ノート等の記録媒体及び実験試料・試薬等（以下「研究データ」という。）を一定期間、保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 前項に定める研究データの保存期間は、原則、当該論文等の発表後、記録媒体は10年、実験試料・標本や装置などの「もの」は、5年とする。

(統括管理責任者)

(責任体系)

第4条 本学は、公的研究費の適正な運営、管理を行なうため、以下各号に掲げる責任者を選任する。

- 一 最高管理責任者
- 二 統括管理責任者
- 三 コンプライアンス推進責任者

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者には、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、本学における公的研究費の運営、管理について全ての権限を有し、本学全体を統括し、最終責任を負うこととする。
- 3 最高管理責任者は、権限の一部を統括管理責任者及び部局責任者に委譲することができる。

- 4 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって公的研究費の運営、管理を行なうことができるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者には、学科長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、最高管理責任者から委譲された権限のもと、本学における公的研究費の運営、管理にあたり、その責任を負う。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者には、各学科長、実習教室主任、事務局長をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、部局における公的研究費の運営、管理にあたり、その責任を負う。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、以下の役割を担う。
- 一 自己の管理監督又は指導する部局における対策を実施し、実施状況を確認する。
  - 二 不正防止を図るため、部局内の公的研究費の運営、管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を定期的実施し受講状況を管理監督する。
  - 三 自己の管理監督又は指導する部局において、構成員が適切に公的研究費の運営、管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(事務分掌)

第8条 本学は、公的研究費の運営、管理に係る事務を事務局各課で以下のとおり分担して行なう。

- 一 事務局長 事務の統括
  - 二 庶務担当 公的研究費配分機関への各種申請・届出・報告書類の提出、研究者からの各種申請書類受付、設備等の発注・検収、預金及び現金の出納、収支簿の記帳等経理事務、各種書類・証票資料等の整理保存
  - 三 管理担当 寄附を受けた設備等の登録・維持管理
  - 四 図書館 寄附を受けた図書の登録・維持管理
- 2 前項に定める事務局各課の職員は、それぞれ定められた職務について、この規程に基づき権限を有するものとし、研究者はその指示に従わなければならない。

(相談窓口の設置)

第9条 本学は、本学内外から公的研究費に関する事務処理手続き及び公的研究費の使用に関するルールについての相談を受け付け、効率的な研究遂行を適切に支援するため、相談窓口を設置する。

- 2 前項の相談窓口は、事務局庶務課とする。

(内部監査)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営、管理状況確認のため、内部監査を実施する。

(内部監査室)

第11条 本学は、公的研究費の内部監査を実施するため、内部監査室を設置する。

- 2 内部監査室は、最高管理責任者直轄の組織とする。
- 3 最高管理責任者は、公的研究費の監査に関する権限を監査担当者に委譲し、内部監査を実施させる。

(監査対象)

第12条 内部監査は、毎年度監査対象の3割以上(3件に満たない場合は全件)に対して行なう、

- 2 監査対象の選定及び監査時期は、監査担当者が指定する。

(監査項目)

第13条 内部監査は、以下各号に掲げる項目について行なう。

- 一 公的研究費の使用ルール及び本学が定める公的研究費に関連した諸規程により指定された書類の整備状況
- 二 現預金の管理状況
- 三 証票書類の保存状況
- 四 購入した設備等の所在及び管理状況
- 五 出張計画の実行状況
- 六 謝金を支払ったアルバイト、講師等の勤務状況
- 七 その他、監査担当者が必要と認めた事項

- 2 監査担当者は、前項に規定する項目の他、公的研究費の運営、管理体制の不備の有無についても監

査を行なうこととする。

- 3 監査担当者は、後に定める不正防止計画推進部署と連携して不正発生要因を把握した上で、その要因に応じた内部監査を実施する。

(内部監査への協力)

第14条 監査担当者は、内部監査を行なう上で必要があると認めた場合、最高管理責任者を通じて、監査対象となった研究課題について知識を有する他の教職員に監査への協力を依頼することができる。

- 2 前項の規定により、監査への協力を依頼された者は特別な事情が無い限りこれを拒むことができないものとする。

(専門家との連携)

第15条 監査担当者は、学校法人神野学園の監事及び顧問公認会計士と連携し、常に監査の方法について改善を試みなければならない。

(監査結果の報告)

第16条 監査担当者は、内部監査を終了した後、速やかに最高管理責任者に監査結果を報告する。

- 2 最高管理責任者は、監査担当者から監査報告を受領し、その報告において公的研究費の運営、管理の不備が指摘されていた場合、研究者及び事務担当者に至急改善するよう命ずるとともに、必要に応じて後掲の不正防止委員会又は不正調査委員会に調査結果を公表し、必要な措置を講じるよう指示を行なうこととする。

(不正防止への取り組み)

第17条 最高管理責任者は、不正行為、不正使用が行われる可能性が常にあるという前提のもとで、不正を誘発する要因を除去し、不正を抑止するため、以下各号に掲げる取り組みを行なう。

- 一 不正防止計画の策定、実施、進捗状況の把握
- 二 不正防止計画推進部署の設置
- 三 不正の通報窓口の設置
- 四 その他不正防止に有効と考えられること

(不正防止計画)

第18条 本学は、公的研究費に関する不正防止の指針として不正防止計画を策定する。

(不正防止計画推進部署)

第19条 本学は、公的研究費に関する不正防止計画推進部署を設置する。

- 2 前項の不正防止計画推進部署は、事務局庶務課とする。
- 3 最高管理責任者、統括管理責任者及び部局責任者は、不正防止計画推進部署に加わり、担当職員を指導、監督するなど率先して不正防止計画の推進にあたり、その進捗管理に努めなければならない。

(不正の通報窓口)

第20条 本学は、本学内外の者からの公的研究費に関する不正の通報(告発)に対応する窓口を設置する。

- 2 前項の不正通報窓口は、事務局庶務課とする。
- 3 事務局庶務課の職員は、不正の通報を受けた場合、速やかに最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に伝達しなければならない。
- 4 統括管理責任者は、受付窓口、通報等及び通報等に関する受付の方法その他必要な事項を、ホームページ等に公表する。

(不正の調査)

第21条 最高管理責任者は、公的研究費に関する不正の通報を受けた場合、速やかに不正調査委員会を組織し、通報内容の真偽を調査する。

(不正調査委員会)

第22条 前条に定める不正調査委員会は、不正の事案ごとに設けることとし、その委員は以下のとおりとする。

- 一 委員長 最高管理責任者
- 二 副委員長 統括管理責任者
- 三 委員 コンプライアンス推進責任者

学校法人神野学園法人本部常任理事  
本学に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）  
その他、最高管理責任者が適当と認める者

- 2 前項に定める「本学に属さない第三者」の調査委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者で、調査委員に半数以上含めなければならない。
- 3 不正調査委員会は、調査を行うにあたり、公平性、中立性を確保すると共に迅速に調査を行わなければならない。
- 4 不正調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
- 5 不正調査委員会は、通報内容の真偽が確認され、最高管理責任者がその事実を公表することを決定するまでの間、調査協力者以外の者に調査内容を漏らしてはならない。

（予備調査）

第23条 不正調査委員会は、通報内容の信ぴょう性、調査の可能性について予備調査を行なう。

- 2 不正調査委員会は、通報を受けた日の翌日から起算して30日以内に予備調査を完了し、通報者及び通報の対象となった研究者、配分機関及び文部科学省に対し調査結果を報告する。

（本調査）

第24条 不正調査委員会は、予備調査の結果、さらに調査を要すると認めた事案について、本調査を行なう。

- 2 本調査は、予備調査を完了した日の翌日から起算して150日以内に完了し、通報者及び通報の対象となった研究者に調査結果を報告する。ただし、前述の期日までに調査を完了できない場合は、通報者及び通報の対象となった研究者に理由を添えて調査期間を延長する旨を報告したうえで、調査期間を延長することができるものとする。
- 3 不正調査委員会は、本調査期間中、特に必要と認めた場合は、通報の対象となった研究者が行なう研究活動を中断させ、また公的研究費の支払いを凍結することができる。

（不服申し立て）

第25条 通報者及び通報の対象となった研究者は、不正調査委員会の調査結果に不服がある場合、1度に限り最高管理責任者に対して申し立てを行なうことができる。

- 2 前項に定める不服申し立ての手続きは、不正調査委員会から調査結果の報告を受けたときから14日以内に書面をもって行なわなければならない。
- 3 不正調査委員会は、不服申し立てがあった場合は、告発者、配分機関及び文部科学省に報告する。
- 4 最高管理責任者は、不服申し立ての内容を精査し、必要があると認めた場合は、不正調査委員会に再調査を行なわせ、不服申し立ての内容に合理性が無く、調査の必要が無いと判断したときは、当該申し立てを却下する。加えて、告発者、配分機関及び文部科学省に報告する。

（調査結果の確定）

第26条 不正調査委員会による調査結果は、前条に定める不服申し立ての手続きが所定の期日までに行なわれなかった場合、最高管理責任者が申し立てを却下した場合、不正調査委員会が再調査を完了したときに確定するものとする。

（配分機関への報告及び調査への協力等）

第27条 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。また、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関及び文部科学省に提出する。

- 2 不正調査委員会は、調査の過程において不正の事実が一部でも確認された時点で速やかに認定し、最高管理責任者及び配分機関に報告する。
- 3 最高管理責任者は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 4 最高管理責任者は、調査に支障がある等正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(不正の事実がなかった場合の対応)

第28条 最高管理責任者は、不正調査委員会が通報の対象となった研究者に不正行為、不正使用の事実がなかったと認定したときは、速やかに以下の措置を講じる。

- 一 通報の対象となった研究者の名誉回復に必要な措置を講じる。
- 二 調査の過程で通報者が合理的な根拠が無いにもかかわらず、悪意をもって通報したことが明らかとなった場合は、以下のとおり処分する。
  - イ 通報者が本学の教職員である場合は、学校法人神野学園職員就業規則に定める懲戒処分を学校法人神野学園理事長に上申する。
  - ロ 通報者が本学の教職員でない場合は、通報の対象となった研究者が行なう損害賠償請求を支援する。

(不正の事実があった場合の対応)

第29条 最高管理責任者は、不正調査委員会が通報の対象となった研究者に不正行為、不正使用の事実があったと認定したときは、速やかに以下の措置を講じる。

- 一 不正行為、不正使用を行なった研究者に対して直ちに研究活動を中止するよう命ずると共に公的研究費の支払いを停止する。
- 二 公的研究費配分機関に調査結果を報告し、公的研究費の返還など必要な事務を行なう。
- 三 不正行為、不正使用の結果得られた研究成果の発表に関して掲載中止の申し入れ等を行なう。
- 四 不正行為、不正使用を行なった研究者に対する学校法人神野学園職員就業規則に定める懲戒処分を理事長に上申する。
- 五 通報者が、通報を行なったことにより不利益を被らないよう、保護する。

2 最高管理責任者は、不正行為、不正使用を行なった研究者に対して、学校法人神野学園職員就業規則に定める懲戒処分の他に、以後の公的研究費への応募に制限を加えることができる。

(取引業者に対する対応)

第30条 統括管理責任者は、取引業者等にこの規程を含む学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに、本学が定める基準に該当する業者等に対しては、公的研究費の適正な使用と管理について、次の事項を含む誓約書を提出させる。

- 一 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- 二 内部監査その他の調査において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- 三 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- 四 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、事務局庶務課の通報窓口へ通報すること。

2 最高管理責任者は、不正行為、不正使用を行なった研究者と共謀して公的研究費を不正に管理するなどした業者に対して、以後本学との一切の取引を停止するなど必要な制限を加えることができる。

(法令の適用)

第31条 本規程中に、公的研究費の配分機関が定める規則等に反する規定がある場合は、公的研究費の配分機関が定める規則等を優先して適用する。

2 本規程に定めのない事項については、関係諸法令及び本学の諸規程が定めるところによる。

(規程の改廃)

第32条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行なう。

附 則

- 1 この規程は、2014年(平成26年)9月25日から施行する。
2. 2016年(平成28年)12月21日改正。